

【刑事訴訟法】

【設問1】

Xは、V方留守宅に窃盗目的で侵入し、現金300円を窃取した上、V方にあった石油ストーブに残っていた石油を床にまいて火を放ち、焼損したという住居侵入・窃盗・現住建造物放火の公訴事実で起訴された。Xは、捜査段階から一貫してV方への住居侵入と窃盗は認める反面、現住建造物放火については頑強に否認していた。そこで公判立会検察官Pは、Xが過去に有罪判決を受けて服役した事件(前刑確定被告事件と呼ぶ)と同一の手口で放火したことをもって、犯人性の立証をする趣旨で、前刑確定被告事件においても、他人の住居に侵入し、財物を窃取し、被害者方自宅にあった石油ストーブに残っていた石油を床にまいて火を放ち、被害者方を焼損させた旨の確定判決謄本と前科調書の証拠調べを請求する予定である。

本件立証方法が許されるか否か論じなさい(なお、前刑確定判決謄本及び前科調書が刑訴法323条1号を充足する点は論じる必要がない)。

【設問2】

甲には、覚せい剤の営利目的所持の嫌疑があったところ、甲らしき男が乙ホテルに投宿した旨の通報が乙ホテル警備主任から組織犯罪対策課に寄せられた。捜査員は、捜索すべき場所を千代田区神田駿河台1丁目1番地乙ホテル321号室、差し押さえるべき物として覚せい剤結晶・携帯電話及び充電器一式・手帳・手紙類と記載された捜索差押許可状の発付を受け、乙ホテル321号室に行き、あらかじめ宿泊支配人から借りていたマスターキーで321号室の扉を開錠した上で立ち入り、令状を見せたところ、甲は、「令状提示よりも先に、来意の告知もなく警察官が立ち入るのは違法ではないか」と抗議した。

捜査員の立ち入りが適法か答えなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、【設問1】、【設問2】と見出しをつけて記入しなさい。